

大分大学理工学部研究委員会細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部に設置する分大学理工学部研究委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の研究の適正かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項
 - ア 中・長期的な研究体制，研究課題，プロジェクト研究等に関する事項
 - イ 研究報告に関する事項
 - ウ 海外先進教育研究実践支援プログラムに関する事項
 - エ 科研費等の外部資金獲得の推進に関する事項
 - オ 基盤研究経費，間接経費に関する事項
 - カ 紀要に関する事項
 - キ その他委員長が必要と認める教員の研究に係る事項
- (2) 産業界等との連携推進及び研究交流の円滑な実施に係る次に掲げる事項
 - ア 産学連携に係る基本方針に関する事項
 - イ 学部等の研究シーズと産業界等のニーズの連絡調整に関する事項
 - ウ 産学連携及び協力の推進に係る啓発並びに情報提供に関する事項
 - エ 産業界等との共同研究，受託研究及び奨学寄附等に関する事項
 - オ 産業界等との科学技術相談に関する事項
 - カ その他委員長が必要と認める産業界等との連携推進及び研究交流に係る事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究委員長（以下「委員長」という。）
- (2) 研究クラスター長
- (3) その他学部長が必要と認める者

2 前項第1号及び第3号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する

必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(紀要編集委員会)

第9条 委員会に、紀要の編集に関する事項について業務を行い、及び審議するため、大分大学理工学部紀要編集委員会（以下「紀要編集委員会」という。）を置く。

- 2 紀要編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部細則第8号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。